

構成員提出資料

- 江口委員 1
- 宮島委員 4
- 森井委員 13

江口委員

提 出 意 見

大阪府中央子ども家庭センター
江 口 晋

○資格の在り方・任用等について

- ・ 地方公務員として、まずもって一層、福祉専門職採用を進めることが非常に重要である。
しかしながら、市区町村の子ども家庭相談の専門職の採用・研修・定着等を進めるにあたっては、自治体の規模や実情に合わせて共同で（一部事務組合など）取り組むモデルを提示するなど、取り組みが促進されるような対策が求められる。
- ・ 児童相談所の行う法的な権限行使の中には、家庭裁判所送致も含まれること。また、要保護児童には非行児童も含まれることから、家庭裁判所をはじめとした少年保護関係機関等との連携も重要であることを記載していただきたい。

○人材養成等について

- ・ 市区町村においては、多様化・複雑化する身近な住民のニーズを把握し継続的な支援を行うことが重要であることは論を待たないが、
 - ①子ども虐待発生に至る危険性のある家庭養育状況にある場合など、子どもと虐待の発生予防、防止のための指導・支援が必要であること。また、平成 28 年の児童福祉法改正により、市町村に委託して指導させること（指導措置の明確化）が明記されたこと。
 - ②要保護児童（非行を含む）とその家族への支援・指導が求められること。
から、支援・指導と表記することが適当と考える。

<大阪府子ども家庭センターの組織体制>

【令和2年度】

全ての
相談受理

【相談対応課】：在宅ケース担当

インテーク・初期対応チーム (CW・CP)

- 専任のCW・CP (SV各1名を含む) を配置
- センターが受理するすべての相談の初期調査・アセスメント
- 重症度の低い虐待事案の初期対応

市町村支援コーディネーター (CW)

- 市町村との連携窓口
- 事案送致・指導託等の調整の窓口
- 市町村への助言等

非行・青少年相談チーム (CW・CP)

- 専任のSV1名を配置 (全センターの非行担当の中心として専門的助言) ※CPは地区担当と兼務

非行担当 青少年担当

非行相談 中卒～概ね25歳までの相談

地区担当 (CW・CP)

- 要保護性の高い在宅ケースを担当

保健師

- 保健医療的視点からの指導 (児童・保護者) 及び所内での助言
- 病院調査、医療機関との調整
- 性的虐待・性被害等のケースへの支援等

介入中心 (一時保護まで)

【育成支援課】：施設入所・里親委託ケース担当

家庭移行推進チーム (CW・CP)

- 専任のSV1名を配置
- 就学前児童の家庭引き取り、里親委託への集中的な取組み ⇒ 家庭養育の推進

里親担当 (複数配置)

家庭移行担当

委託児童のマッチング

入所・里親委託ケース (専任CP配置)

里親支援機関との連携

地区担当 (CW・CP)

- 学齢期の施設入所ケースを担当
家庭養育支援員 (非常勤)

入所中 (家庭引き取りの準備段階) から
家庭引き取り後までの支援

施設担当 (CW)

- 被措置児童の権利擁護 (人権侵害事案等への対応、再発防止・予防の取組み)
- 施設支援の専門性の向上、ノウハウの蓄積

障がい担当 (CW・CP)

こころケア (診療所) (Dr・CP)

組織として
介入と支援を
分ける

支援中心 (入所以降)

宮島委員

日本社会事業大学専門職大学院 宮島清

報告のとりまとめの段階にあることを踏まえ、現在までの議論の幾つかの論点に関わる資料とこれに基づく補足意見を提出します。

1 ジェネラリスト・ソーシャルワークとスペシャリスト・ソーシャルワークについて

論者によって、用語についての認識が若干異なることは当然のことです。しかし、その差異をそのままにすると、この会議で交わされた検討を振り返るときや検討結果が用いられるときに、深刻な誤解が生じうると危惧します。

そこで、この機会に、社会福祉学において、両ソーシャルワークがどのようなものとして理解されているかを示す文献の記述を紹介（引用）します。

(1) ジェネラリスト（或いは、ジェネリック）・ソーシャルワーク

ア 「ソーシャルワークが求められる分野や領域の広がりの中で、ソーシャルワークの幅の広さや多様性を包括する理論と実践の枠組み。人びとの多様な生活ニーズに対応するために、支援者間のチームワークや、また地域を基盤とした多職種連携や多機関との協働による支援が重視される。」空閑浩人（くが・ひろと）『NHKテキスト社会福祉セミナー』2020年10月 p50

イ 「(本書は、) 統合化以降のソーシャルワーク理論であるジェネラリスト・ソーシャルワークの内容を体系的に示したものである。その特徴は、理論体系に「ストレングス」や「エコシステム」といった現代ソーシャルワークを特徴づける新しい実践概念を組み込みながらも、クライアント自身を取組みの主体として位置づけるというソーシャルワーク本来の価値が色濃く反映されている点にある。」『ジェネラリスト・ソーシャルワーク』(第7版 2001年の訳書) ルイーズC. ジョンソン、ステファンJ.ヤンカ著 山辺朗子、岩間伸之訳 ミネルヴァ書房 2004年6月の表紙裏紹介文

ウ 「ソーシャルワークの統合化によってもたらされたジェネラリスト・アプローチが1990年前後以降さらに進展したもので、一体的なまとまりを持つソーシャルワークの体系といえる。その特徴としては、従来からのケースワーク、グループワーク、コミュニティワークという方法に拘泥せず一体としてソーシャルワークの方法を捉えたこと、システム論や生態学的視座をソーシャルワークの共通基盤として明確化したこと、アセスメント、プランニング、活動(介入)、エバリュエーション(評価)等を援助過程として確立したことがあげられよう。」岩間伸之『社会福祉用語辞典第4版』ミネルヴァ書房 2005年3月

エ 「ジェネリック・ソーシャルワーク ジェネリック(これに対比されるのはスペシフ

イク) という概念は、最初にミルフォード会議報告書(1929年)で取り上げられ、その後、主として各分野のケースワークに共通する部分ないし側面を意味するものとして用いられて来たが、最近ではソーシャルワーク全体に拡大されるようになってきている。この共通の部分ないし側面を確認し、体系づけることは、専門職としてソーシャルワークを発展させていくために不可欠であるとして重要視されている。」小松源助『改訂新版現代社会福祉辞典』全国社会福祉協議会 1988年12月

(2) スペシャリスト (或いは、スペシフィック)・ソーシャルワーク (ケースワーク)

ア スペシフィック・ケースワーク

「家庭・児童・公的扶助・医療・精神医療・障害者など、それぞれの分野で行われるケースワーク。どのような分野のケースワークにも共通な基本となるケースワークの原理と過程と技術を示すジェネリック・ケースワークを基本として、各分野の特性に応じて展開される特殊専門分野ケースワークで、児童ケースワーク、医療ケースワークなどといわれる。ジェネリック・ケースワークを一般的ケースワークと称するとき以外は、実際に行われるケースワークはすべてスペシフィック・ケースワークといえよう。」大塚達雄『改訂新版現代社会福祉辞典』全国社会福祉協議会 1988年12月

イ スペシフィック・ソーシャルワーク

「スペシフィックという概念は、ジェネリックに対比して、専門分化して展開されている各分野のソーシャルワークに特有な部分ないし側面を意味している。実践においては、直接的に、この部分ないし側面が重要視されるが、ジェネリックな部分ないし側面が無視されてしまうと専門的近視眼に陥って、発展をゆがめてしまいがちになるので、両者をたえず関連させ、フィードバックし合うようにしてゆくことが大切である。」小松源助『改訂新版現代社会福祉辞典』全国社会福祉協議会 1988年12月

(3) 両者の関係について

「ジェネラリスト・ソーシャルワークとは、北米におけるソーシャルワークの統合化の帰結として1990年代以降に確立した、ジェネラリスト・アプローチと同義である。ただ、一つのアプローチというより、統合化以降のソーシャルワークの精緻な理論体系を備えていることから、アプローチより上位の概念としてジェネラリスト・ソーシャルワークと位置付けることが妥当である。…中略…ジェネラリストというと「スペシャリスト」の対義語としてとらえられることも多い。スペシャリストというと専門家という意味合いが強く、高度な専門性のある人というイメージがある。それに対してジェネラリストは専門性が低い人というイメージが付きまとうが、ジェネラリスト・ソーシャルワークは「多様な展開をし、多方面にその機能を発揮するソーシャルワーク」という意味でとらえるものであり、決して専門性が低いソーシャルワークという意味ではない。…中略…生活問題のそれぞれの部分に対応したり、或いは領域ごとに対応してゆくのでは

なく、ますます複雑化重層化する生活問題の全体性を見て、一貫した支援を総合的、包括的支援に展開することが可能となる。さらに、このことによって、領域、分野やセクショナリズムを超えた、それぞれのクライアントに寄り添った支援が可能となる。このような総合的包括的支援の基盤としてジェネラリスト・ソーシャルワークは今後我が国のソーシャルワーク現場における標準的な支援として確立されていくことが望まれるものである。」山辺朗子「ジェネラリスト・ソーシャルワーク」日本社会福祉学会辞典編集委員会『社会福祉学辞典』丸善出版 2014年5月 pp220-221

参考：社会福祉学辞典には、第Ⅲ部第2章「教育」が設けられおり、「ソーシャルワークの資格と養成教育—アメリカ」菅野花恵、「同一カナダ」松岡敦子、「同一イギリス」所めぐみ、「同一スウェーデン」斎藤弥生、「同一韓国」林暁淵、「同一中国」包敏の各論文も掲載されている。pp674-685(各2頁)

2 社会福祉士と精神保健福祉の統合についての流れ

この項でも、近年の文献や資料の幾つかを紹介します。

これらには、必ずしも両資格の統合という表現が当てられているわけではありませんが、社会福祉士が、分野横断的な様々な領域をまたぐニーズや複合する生活課題に対応する包括的な支援を担う専門職として養成される必要があると指摘しています。

なお、上野谷の記述は、p14で、社会保障審議会の専門委員会に、「ソーシャルワーク専門職としての社会福祉士（精神保健福祉士を含む）について、議論に参加している者として、委員会での議論を紹介しつつ、ソーシャルワーク専門職の役割と課題、そして養成のあり方について、考えていることを論じたい。」という文に続くものです。

ア 上野谷加代子「ソーシャルワークをめぐる動向と展望・社会保障審議会福祉部会、福祉人材確保専門委員会での議論を踏まえて」『月刊福祉 2018年5月号』全国社会福祉協議会

「…(前略)…ソーシャルワークが、課題を抱える本人を真ん中においた「参加と協働」による地域生活の回復、再生、創造だとすると、本人も私たちも社会的参加と政治的参加をともに一つで行くことが必要であり、それぞれが各自の役割・個性を認識したうえで、互いが越境しながら交差する重層的な実践、つまり協働を求めている。…中略…一般社団法人ソーシャルワーク教育学校連盟（以下、連盟）は2017（平成29）年4月に社会福祉教育学校連盟、社会福祉士養成校協会、精神保健福祉士養成校協会の3団体が統合して、新たにソーシャルワークおよび社会福祉教育の発展に資するさまざまな事業を展開すべく発会した。」 p17

「…(前略)…10年前のカリキュラム改訂の委員会では、「ソーシャルワーク」という言葉は用いられず相談援助にとどまったことを考えれば、隔世の感がする。30年前に制度化された「社会福祉士及び介護福祉士法」以来、ソーシャルワーク専門職としての

社会福祉士・精神保健福祉士の実績のたまものである。今後のソーシャルワークの展開には、資質の向上のための養成、研修の改善（学び直し）とソーシャルワークを展開できる基盤構築が必要不可欠である。」

「結論からいえば、①分野横断的、総合的かつ包括的な実践が行えるソーシャルワーク専門職を養成するための教育内容の再編と、教員および実習指導者の要件の見直し。②実習科目の時間数の大幅増加と、現行の相談援助実習とは別の枠組みを新たに設け、総合的、段階的かつ多様な実習教育の実施。③・後略・」 P 18

イ 社会保障審議会福祉部会、福祉人材確保専門委員会報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」社会保障審議会福祉部会 平成 30 年 3 月 27 日 pp6-7

1 社会福祉士の養成について

○ 社会福祉士は、地域共生社会の実現に向けて求められる複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制及び地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制の構築やその後の運営推進において中核的な役割を担うとともに、新たに生じるニーズに対応するため、ソーシャルワーク機能を発揮できる実践能力を身につけておく必要がある。

○ ソーシャルワークの機能としては、権利擁護・代弁・エンパワメント、支持・援助、仲介・調整・組織化、社会資源開発・社会開発などが挙げられるが、それらの体制の構築や運営を推進していくに当たっては、次のような具体的なソーシャルワークの機能が相互に補完し合いながら発揮される必要がある。

【複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能】

- ・ 地域において支援が必要な個人や世帯及び表出されていないニーズの発見
- ・ 地域全体で解決が求められている課題の発見
- ・ 相談者が抱える課題を包括的に理解するための社会的・心理的・身体的・経済的・文化的側面のアセスメント
- ・ 相談者個人、世帯並びに個人と世帯を取り巻く集団や地域のアセスメント
- ・ アセスメントを踏まえた課題解決やニーズの充足及び適切な社会資源への仲介・調整
- ・ 相談者個人への支援を中心とした分野横断的な支援体制及び地域づくり
- ・ 必要なサービスや社会資源が存在しない又は機能しない場合における新たな社会資源の開発や施策の改善の提案
- ・ 地域特性、社会資源、地域住民の意識等を把握するための地域アセスメント及び評価
- ・ 地域全体の課題を解決するための業種横断的な社会資源との関係形成及び地域づくり
- ・ 包括的な相談支援体制に求められる価値、知識、技術に関する情報や認識の共有化
- ・ 包括的な相談支援体制を構成するメンバーの組織化及びそれぞれの機能や役割の整理・調整
- ・ 相談者の権利を擁護し、意思を尊重する支援や方法等の整備
- ・ 包括的な相談支援体制を担う人材の育成に向けた意識の醸成

ウ 柏木一恵「ソーシャルワーカーはなぜひとつになれないのか」井出、柏木、加藤、中島『ソーシャルワーカー―「身近」を革命する人たち』ちくま新書 2019年9月
ここでは、第3章の目次をそのまま引用する。pp95-144

分断されたふたつの資格/新しい国家資格化の動き/資格創設の動きを資格統合の足がかりに/社会福祉士・介護福祉士法成立の背景/噴き出した疑念/共同戦線を急げ/医療福祉士法案の挫折/精神保健福祉士法(案)への批判/精神保健福祉士法がもたらしたもの/「Y問題」が促した反省、継承されぬ反省/成立経緯が異なる二つの法/新・養成カリキュラムの改正をめぐって/ソーシャルワーカー資格統合の必要性

エ 小山聡子「ソーシャルワークにおける「資格」と「機能」の両立とジレンマ―ソーシャルワーク教育の「場」からの考察―『社会福祉研究 第138号』鉄道弘済会 2020年8月 pp11-24

これは、両資格の統合を主張するものではなく、①ソーシャルワークの起こりから、戦後日本におけるソーシャルワークの定着をめぐる歴史を確認し、②社会福祉士の国家資格を中心に「(ソーシャルワーク関連の)資格」創設をめぐる動きを振り返り、③資格の位置づけの解釈を含めた現在にソーシャルワーク教育の枠組みを、国の方針およびそれに対するソーシャルワーク関連団体の応答の両面から概観し、④これらを総合して、資格と機能の分立、融合、止揚の今について探るものとしている。(p12)

小山は、この論文の中で、ウに示した柏木の論文を、節を一つ設けて紹介している。

また、その次のページでは、2008年に日本学術会議社会学委員会社会福祉学分科会による提言「近未来の社会福祉教育の在り方について―ソーシャルワーク専門資格の再編成に向けて―」を紹介している。長くなるが、その箇所をそのまま引用する。

「国民の生活課題が多様化・拡大化・複合化する中で、これらの課題に対応するソーシャルワーカーの人材確保が社会的に強く要請されているという認識のもと、その養成教育のあり方の問い直しを提言したもので、教育の見直しとして以下の5つを挙げた。

①国家資格である社会福祉士養成を超えた教科内容で人材を養成する、②大学院教育において、研究者養成のみならず高度専門職教育を行う、③教育内容として社会科学や人文科学等の幅広いカリキュラムで編成できる教育体制を整備し、同時に社会福祉学およびソーシャルワーク実践の固有性について深みのある教育を行う、④地方自治体レベルでの研究・教育・実践を連携してゆくよう。ソーシャルケアサービス協議会を各都道府県レベルでも設置する。⑤職能団体や他専門職との密接な関係をつくり、国際社会福祉教育連盟や国際ソーシャルワーカー協会の国際的基準を発展させ、東アジアでの国際基準に基づくソーシャルワーカーの養成教育の推進に積極的な役割を果たして行く。

これら5つを踏まえて、専門職資格の再編成を図り、社会福祉士をジェネリックな基礎資格と位置づけ、スペシフィックな領域に対応する認定ソーシャルワーカーを養成することを提言している。社会福祉士養成を超えた教科内容を強調しているのが特徴で

ある。」

オ 富樫八郎「わが国におけるソーシャルワーク専門職団体の今日的課題—ソーシャルワークの専門分化と「アルマナー」の理解を基に—」『医療と福祉』2017年3月 pp 72-79

富樫は、ソーシャルワーカーの資格の統合の動き（標記の論文では、正確には「ソーシャルワーク専門職団体の統合化のきざし」という節のタイトルとなっている。p 75）を、以下の5つの項目を挙げて紹介している。

- ① 社会福祉士の誕生…1987年5月、ジェネラリスト・ソーシャルワーカーとしての社会福祉士が誕生したと記述。
- ② 4つのソーシャルワーク専門職団体が同一の倫理綱領を持つこと…ここでいう4団体とは、日本ソーシャルワーカー協会、日本医療社会事業協会、日本精神保健福祉士協会、日本社会福祉士会の4つをいう。
- ③ MSWの基礎資格を社会福祉士とした日本協会…2010年の日本医療社会事業協会の臨時総会でMSWの基礎資格をジェネラリスト・ソーシャルワーカーとしての社会福祉士としたと記述。
- ④ 日本精神保健福祉士協会の変化…2008年7月の日本学術会議の提案を受けた当時の日本精神保健福祉士協会会長の竹中会長の発言「ボタンの掛け違いから独自資格を求め、ねじれた形になったが、これから10年程度時間をかけるつもりでソーシャルワーカー資格の統一化に向けて議論を進めたい」（福祉新聞の記事2008年12月8日）を引用。
- ⑤日本ソーシャルワーク教育学校連盟の設立…分化していた団体の統合を紹介

※ 2018年9月には、日本学術会議社会学委員会社会福祉学分科会の提言「社会的つながりが弱い人への支援のあり方について—社会福祉学の視点から—」が出されたことも、従来の社会福祉からの転換を求めていると指摘しています。（新・ミネルヴァ社会福祉士養成テキストブック1「社会福祉の原理と政策の「はじめに」参照

※ 中央法規出版からは、社会福祉士と精神保健福祉士の養成カリキュラムの見直しを受けて日本ソーシャルワーク教育学校連盟の編集により「最新 社会福祉士養成講座」が編まれて順次各巻が発行されています。私も第3巻「児童・家庭福祉」に編集委員として参加していますが、各巻とも社会福祉士養成にあたっている教員のみならず、精神保健福祉士養成にあたっている教員の参加を得るかたちで編集体制が組み立てられたと聞いています。

3 子ども家庭福祉の資格の建て付けについて

これまでも繰り返し述べてきたように、私は、ソーシャルワーカーの資質の向上において資格の意義や効果を軽視するものではありません。しかし、同時に、新しい資格の創設のみによって、質の担保や力量の向上、社会的評価の向上が期待できるものではないことを踏まえておくことが重要であると考えます。

さらには、前回の会議に提出した資料にも記したように、とりわけ高い評価が定着している医師や弁護士において資格の統一が前提としてあり、医師については専門分化した高度な専門性に対応した各種認定医制度が設けられているのにも関わらず、何故、ソーシャルワーカーについては、領域に応じた国家資格を新たに設ければ、質の担保や社会的な評価が向上するのか理解できません。

また、これも前回の提出意見にも記しましたが、複数の資格に対応し、それぞれに試験を課すことになれば、そのことにより学生の負担がさらに大きくなり、試験に合格するための学習に学びが偏ることが一層進み、優秀な学生の確保や資格教育を超えた教育内容の充実の妨げになるものと考えます。

これに関しても、幾つかの文献を紹介（引用）します。

ア 「医療分野の各国家資格職においては、学会や職能団体がより高度な技能を認定する認定資格が創設されている。専門医（学会認定）、専門・認定看護師（日本看護協会認定）、専門・認定理学療法士（日本理学療法士協会認定）、認定作業療法士（日本作業療法士協会認定）などである。福祉関係資格職では、社会福祉士、介護福祉士について職能団体が生涯研修体系を整備し、資質の向上に努めてきたが、認定資格というかたちにはなっていなかった。…中略…福祉分野の認定資格はようやく緒についたばかりであり、その評価は今後の普及と検証を待たなければならない。医療分野との対比から、福祉分野の認定資格により強く期待される機能、課題解決について次の点を指摘できる。第一に、就業後の継続教育を保障する点である。…中略…第二に、十分な実践力を保障する点である。医療職であれば養成課程で相当な礎がつくられたうえで就業する。これに比べると、福祉系資格は就業前の養成教育が濃密ではない。…中略…第四に、職域の開発やキャリアパスの形成である。…後略…」 諏訪徹「高度専門職の認定資格の意義と現状」日本社会福祉学会辞典編集委員会『社会福祉学辞典』丸善出版 2014年5月 pp670-671

イ 秋山は、「専門職は職業としての労働条件や賃金などから、その社会的評価が分析される。」とし、福祉専門職が専門職としての持つべき属性として次の6つの条件を挙げている。①体系的な理論、②伝達可能な技術、③公共の関心と福祉という目的、④専門職の組織化（専門職団体）、⑤倫理綱領、⑥テストか学歴に基づく社会的承認 秋山智久「専門職性と資格」日本社会福祉学会辞典編集委員会『社会福祉学辞典』丸善出版 2014年5月 pp710-711

ウ 相澤委員は、社会福祉系の大学の教育が、「試験対策になっているのが現状」「試験

対策のことを考慮せざるを得ず、合格するためには、広く浅く知識を獲得するという記憶中心の網羅的な詰め込み学習にならがち」と指摘し、「専門的技術・態度の到達目標を達成するためには、養成のための十分な時間を確保し、現場でスーパーバイズを受けつつ実務経験を積み上げていくことができるカリキュラム編成などが必要である」と述べ、家庭裁判所調査官のような研修カリキュラムや研修システムによる育成を行うことを提案しています。

私は、相澤委員のこれに続く一次試験に加えて二次試験を課すことには賛成できません（前述した理由及び試験対策に陥っているのであれば、更にその傾向を強める可能性があると考えため）が、現状に対する認識を同じくし、現場で実務経験を積み上げながらスーパーバイズを受けながら実践力を獲得して行くという方向性については、賛同します。

相澤仁「子ども家庭福祉領域に携わるソーシャルワーカーの人材育成のあり方—国家資格化に向けた養成課程や養成システムのあり方を考える」『子どもの虐待とネグレクト』vol.22No.3 2020年12月 pp326-332

森井委員

「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループとりまとめ(案)にかかる意見照会」結果の概要

○ 目的

「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ（以下、「WG」）のとりまとめ（案）について、各都道府県の実態を踏まえた意見把握のため、実施したもの。

○ 調査期間

令和2年12月22日(火)～令和3年1月8日(金)

○ 調査概要

各都道府県の担当者にメールにて調査。

WGとりまとめ（案）を提示し、意見を確認。

○調査結果の概要（主な意見）

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 基本的な考え方 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●全国的に児童福祉司の大幅な増員が求められている中、各自治体とも人材確保に苦慮しており、資格創設は、人材確保をさらに困難にする可能性がある。まずは人材の確保を優先して取り組む必要がある。 ●職員1人1人の専門性強化と同時に、児相や市区町村といった子ども家庭福祉に関連する組織の機能強化、効果的な人材育成を行える体制が必要。特に、各自治体が採用する公務員の枠組みの中では、定期的な異動等が避けられないことから、専門職の資質向上以上に、組織力強化に力点を置くべき。 |
| 2. 子ども家庭福祉の資格の在り方 | |
| | 資格創設の考え方 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●児相に無理な役割を担わせていることが問題（虐待という「犯罪行為」や「強制介入」に対応すべきは警察機関。児相は本来、家族再統合等、「支援」の役割である）。児相の専門性は「チームとしての総合力」で保たれるものである。 |
| | 資格の対象、建て付け |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●既に存在している国家資格を基礎として、それに上乘せする方が養成、取得しやすいのではないかと。研修体制は全国共通でブロックごと（または2か所の子どもの虹）などで一定期間・一定レベルの実施体制が必要。各自治体では日常業務もあり、研修にたくさんのエネルギーを割くのは困難。 ●子ども家庭福祉は、権利擁護、ソーシャルワークという点で高齢や障害福祉分野と基盤を共有するが、一方で、子どもの最善の利益に立った場合、必ずしも（保護者の）ニーズに基づかない介入的な支援を行わざるを得ない場合がある。養成課程において、特にこのような場合の支援技術について設ける必要がある。 |
| | 資格の付与方法 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉士等の資格を取得した上で、国で養成学校を創設し、専門知識・技術の取得を行って新資格を得る。その後、都道府県（児相）や市町村での実践を行いながら、養成学校で定期的な研修等を行う。 |

- 地域（各都道府県）で行うのであれば、養成学校を国が設立、運営し、全国一律のプログラムで知識・技術を得るような体制が必要。地域のみで運営しようとするなら講師のレベルも高くなければならない（地域レベルの偏在を解消）。
- 医師、弁護士等を考えると、社会的評価やステータスを高めるためには、国家資格が良いか否かではなく、業務独占の有無によるところが大きいと考える。子ども家庭福祉分野の魅力向上と資格創設は必ずしも結びつくものではない。

任用・配置

- 現状でも人材確保に苦慮している中、新たな資格の付与の手法、養成課程の定着が得られないまま、採用の段階から縛りを設けることは、一層人材確保を難しいものにするため、経過措置を設けた上で、採用後に資格取得を可能とする仕組みが当面必要。こうした仕組みに係る国の財政措置についても必要。

スーパーバイザー等

- ケースワークに、一律の正解はないこと、時代によって変化するなど可変要素が強いことを踏まえた上での評価方法、基準が必要。
- 現在、児童相談所においては、国の要件を満たすスーパーバイザーの配置も難しい状況にあり、審査の実施により更に困難を来すことが想定される。また、職員の業績等は人事評価の中で評価しているため、審査の基準等を検討する以前に、評価の根拠やその用途等についての職員への説明責任など、課題を整理しないと新たな評価制度を導入することはできないと考える。
- 現状では、「SV等の指導的役割を担う者の能力を客観的に評価する仕組み」を作ることより、福祉職の採用を増やし「見相に配置できる職員」を確保すること、見相経験年数や男女比をバランスよく配置し、SVできる人数を増やし、見相以外のキャリアも経験させながらSVできる職員を確保することが必要。

3. 研修・人材養成の在り方

基本的な考え方

- 新任児童福祉司の働き方について、すぐに1人でケースワークを行うのではなく、例えば1年間はSV級の児童福祉司とペアで動く、業務量を半減させる、任用については過員配置的扱いなどし、負担軽減を図る必要がある。

現行の研修制度

- 都道府県・政令指定都市では、国が示すカリキュラムに従い、各自治体の実情に応じて児童福祉司任用前講習会等の法定研修を実施しているが、各自治体間でのバラつきや課題が生じているのであれば、国において研修を実施すべき。

その他

- 他の自治体への職員派遣や人事交流は、受入先自治体への負担増加や、双方にメリットとなる自治体のマッチングの困難等が考えられる。職員派遣や人事交流を進めるためには、取組を行う自治体に対し、相当なインセンティブが必要。
- 現場の業務量に比較した人員の不足や、自治体の財政状況を踏まえると、職員を研修に出す余裕がなかったり、十分な質の研修を各自治体が準備することが困難。職員個々人の資質を向上させる検討と同時に、外部人材（弁護士、医師、大学

| | |
|---------------------------|---|
| | <p>教員等)による組織に対するスーパーバイズが行える体制を構築することに取り組むべきである。</p> |
| <p>4. 人事制度・キャリアパスの在り方</p> | |
| | <p>採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市町村でしっかり対応できるよう体制を図ること。更に、警察からの通告先を児童福祉法に基づき、専門性が高くない事案については、市町村に通告すれば児相業務はもっと整理される。 |
| | <p>人事・キャリアパス</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地方での経験は都市部に比べ浅いという発想から、都市部で研修を受けるという点に疑問。地方には地方の実情があり、その実情に沿った支援を行っている。 ●資格取得が勤務場所を問わず有効という考え方と受取れるが、資格創設の目的から飛躍しすぎているように思われる。(医療分野での資格に近く、業務独占あるいは設置義務資格になると思うが、現時点でそこまで言及すべきか) |
| | <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ●定期的な異動がある公務員制度は、他分野に精通したゼネラリストの養成も目的の一つとなっており、こうした制度の中で福祉専門職を採用しても、専門性の向上が図れるというものではない上、採用自体も難しい状況にあるため、福祉専門職の採用拡大に大きな期待を寄せるべきではない。 |
| | <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ●児相での養成校の実習受け入れについては、個人情報保護条例上の課題があり、現実的には難しい。ケース会議等に参加させるには、国において「児相実習ガイドライン」等の作成が必要になると思われる。 |